

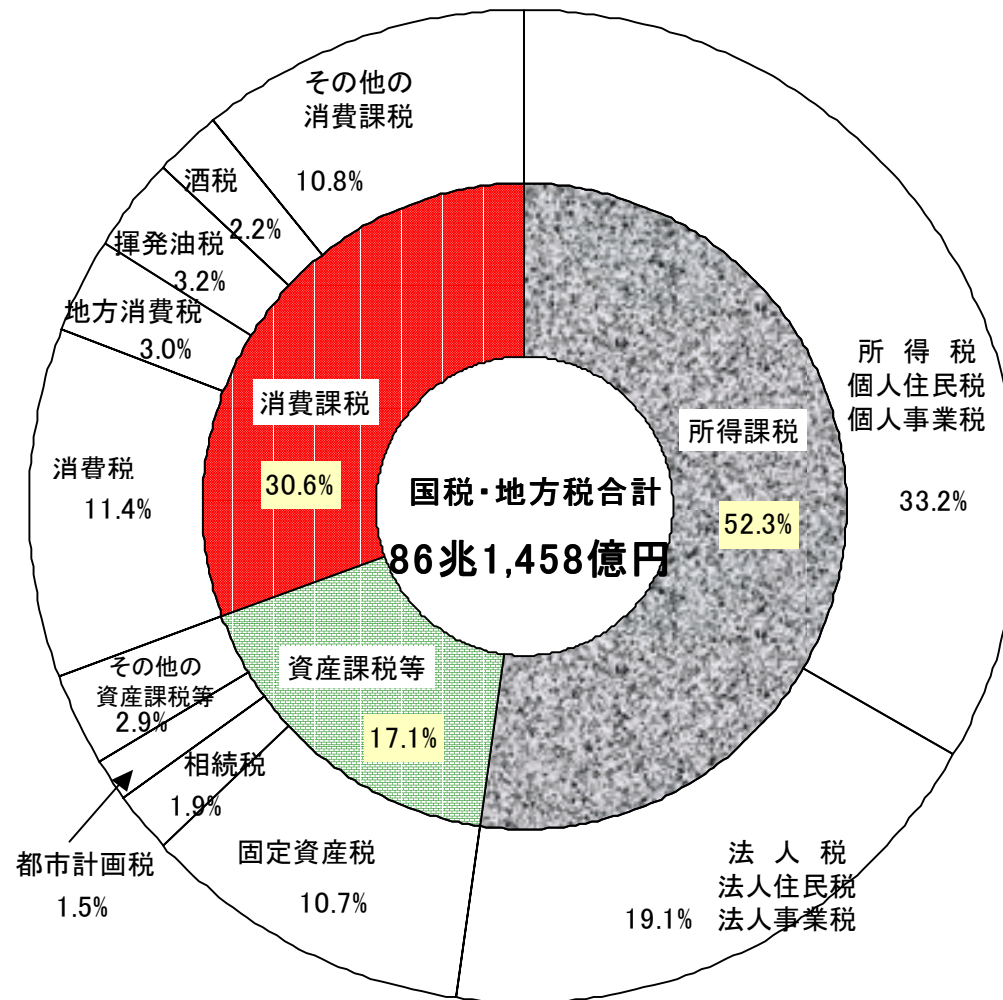
〔平12.11.7〕
〔総 4 - 1〕

資産課税等関係資料

目 次

○ 国 税 ・ 地 方 税 の 内 訳 (平 成 12 年 度 予 算 額)	1
○ 最 近 に お け る 相 続 税 の 主 な 改 正	2
○ 相 続 税 の 実 際 の 負 担 (個 人 で 電 器 店 を 営 む A さ ん の ケ ー ス)	3
○ 相 続 税 の 実 際 の 負 担 (上 場 企 業 役 員 B さ ん の ケ ー ス)	4
○ 相 続 税 の 課 税 状 況 の 推 移	5
○ 相 続 税 の 課 税 価 格 階 級 別 課 税 状 況 等 (平 成 10 年 分)	6
○ 主 要 諸 外 国 の 相 続 税 の 負 担 率	7
○ 税 制 改 正 の 主 な 流 れ	8
○ 家 計 資 産 残 高 等 の 推 移	9
○ 世 帯 主 の 年 齢 階 級 別 貯 蓄 現 在 高 (構 成 比)	10
○ 平 均 寿 命 の 推 移	11
○ 地 価 公 示 価 格 指 数 (58 年 = 100) と 相 続 税 の 主 な 改 正	12
○ 相 続 税 の 負 担 の 推 移 (商 業 地)	13
○ 相 続 税 の 負 担 の 推 移 (住 宅 地)	14
○ 贈 与 税 の 仕 組 み	15
○ 登 録 免 許 税 の 概 要	16
○ 登 記 の 種 類 別 登 録 免 許 税 額	17
○ 土 地 に 係 る 登 録 免 許 税 の 負 担 調 整 措 置 の 概 要	18
○ 印 紙 税 の 概 要	19

国税・地方税の内訳(平成12年度予算額)



○ 最近における相続税の主な改正

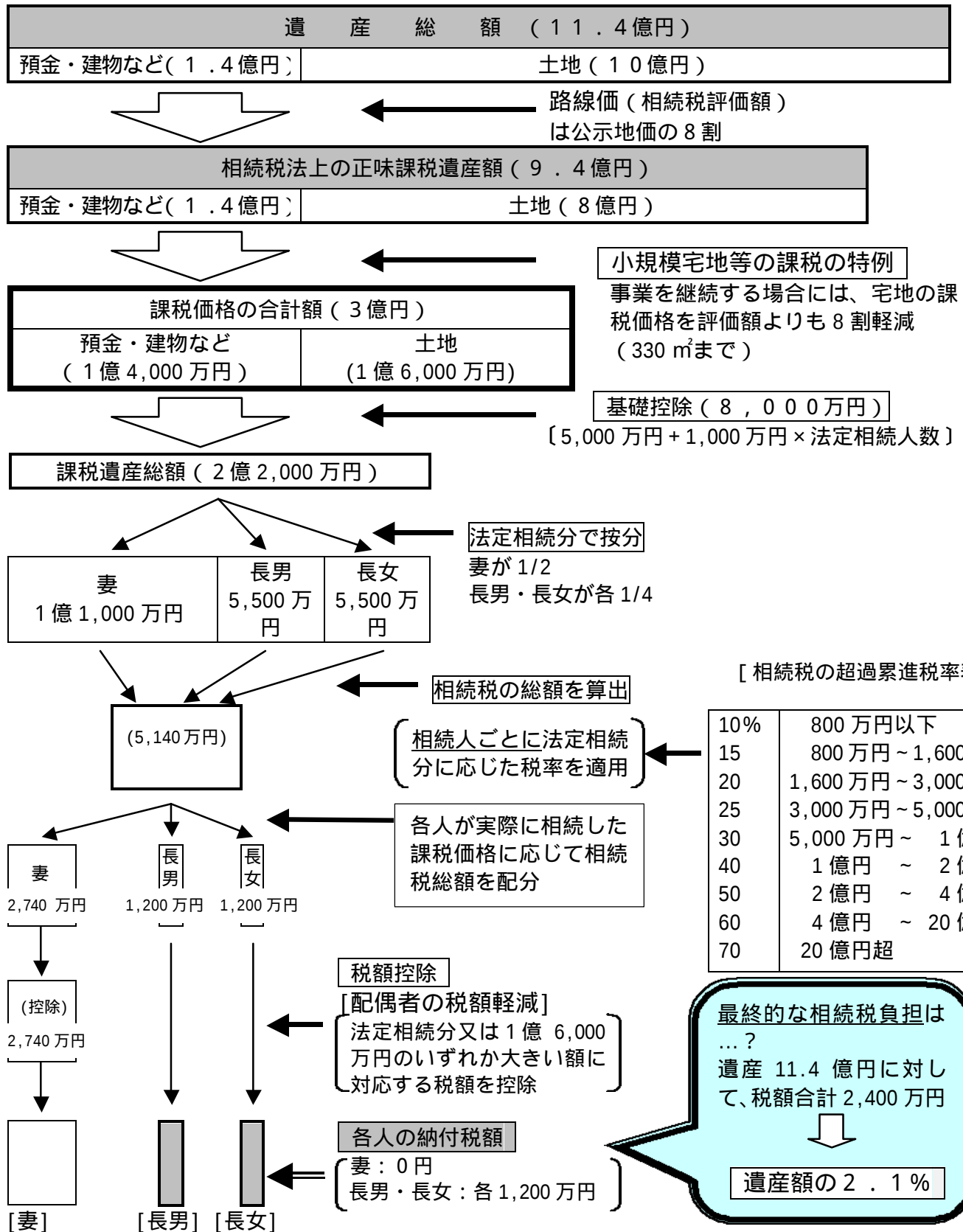
		抜本改正前	抜本改正(昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正(現行) (平成6年1月1日以降適用)
税率 構造	イメージ 図	5億円超 (最高税率 75%) 14段階	5億円超 (最高税率 70%) 13段階	1.0億円超 (最高税率 70%) 13段階	5億円超 (最高税率 75%) 2.0億円超 (最高税率 70%) 9段階
基礎 控 除		2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7,200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8,600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9,000万円)
小規模 宅地の 課税の 特例	適用 対象 面積	200㎡	200㎡	200㎡	200㎡ 事業用 330㎡ (平成11年～) 居住用等 200㎡
	減 額 割 合	事業用 40% 居住用 30%	事業用 60% 居住用 50%	事業用 70% 居住用 60%	事業用 } 80% 居住用 } その他 50%

(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例：配偶者+子3人)の場合の額である。

(注2) 小規模宅地の課税の特例(現行)は、事業等を継続しない場合には、「適用対象面積」は事業用も200㎡、「減額割合」は事業用・居住用とも50%である。

相続税の実際の負担（個人で電器店を営むAさんのケース）

- 妻・長男と電器店を営んでいたAさんの遺産は、秋葉原駅付近にある店舗、銀行預金などあわせて11.4億円（このうち、土地（330㎡）が10億円）
- 残された家族（妻・子2人）は、妻が土地を、2人の子がその残りを相続し、店は妻と長男が続けていくことに

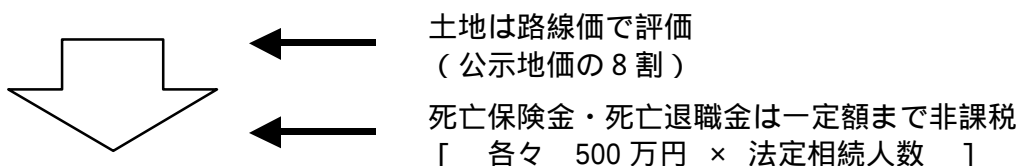


相続税の実際の負担（上場企業役員 B さんのケース）

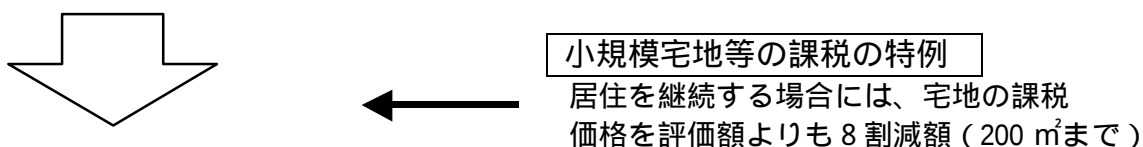
B さんの場合

- 上場企業の役員 B さんの遺産は、家族（妻・子 3 人）と暮らしていた松涛にある自宅、銀行預金と死亡保険金などあわせて 2 億 8,750 万円（このうち、土地（200 m²）が 1 億 8,750 万円）
- 残された家族はこれまで通り自宅で生活することに

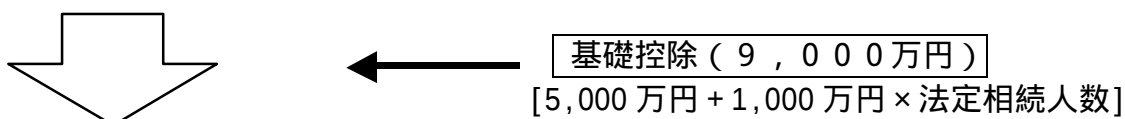
遺産総額（2 億 8,750 万円 = 約 3 億円）		
預金など（4,000 万円）	土地（1 億 8,750 万円）	死亡保険金（2,000 万円） 死亡退職金（4,000 万円）



相続税法上の正味課税遺産額（約 2 . 1 億円）		
預金など（4,000 万円）	土地（1 億 5,000 万円）	死亡退職金（2,000 万円）



課税価格の合計額（9,000 万円）		
預金など（4,000 万円）	土地（3,000 万円）	死亡退職金（2,000 万円）



課税遺産総額 = 0 円

相続税は課税されない

相続税が課税される割合は...？

死亡者数 100 人に対して、
約 5 人（平成 10 年分）

相 続 税 の 課 税 状 況 の 推 移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b) / (a)	被 相 続 人 1人 当 たり 法定相続人数	合 計 額 (c)	被 相 続 人 1人 当 たり 金 額	納付税額 (d)	被 相 続 人 1人 当 たり 金 額	(d) / (c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和60	752,283	48,111	6.4	4.03	62,463	12,983.1	9,261	1,925.0	14.8
61	750,620	51,847	6.9	3.99	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7

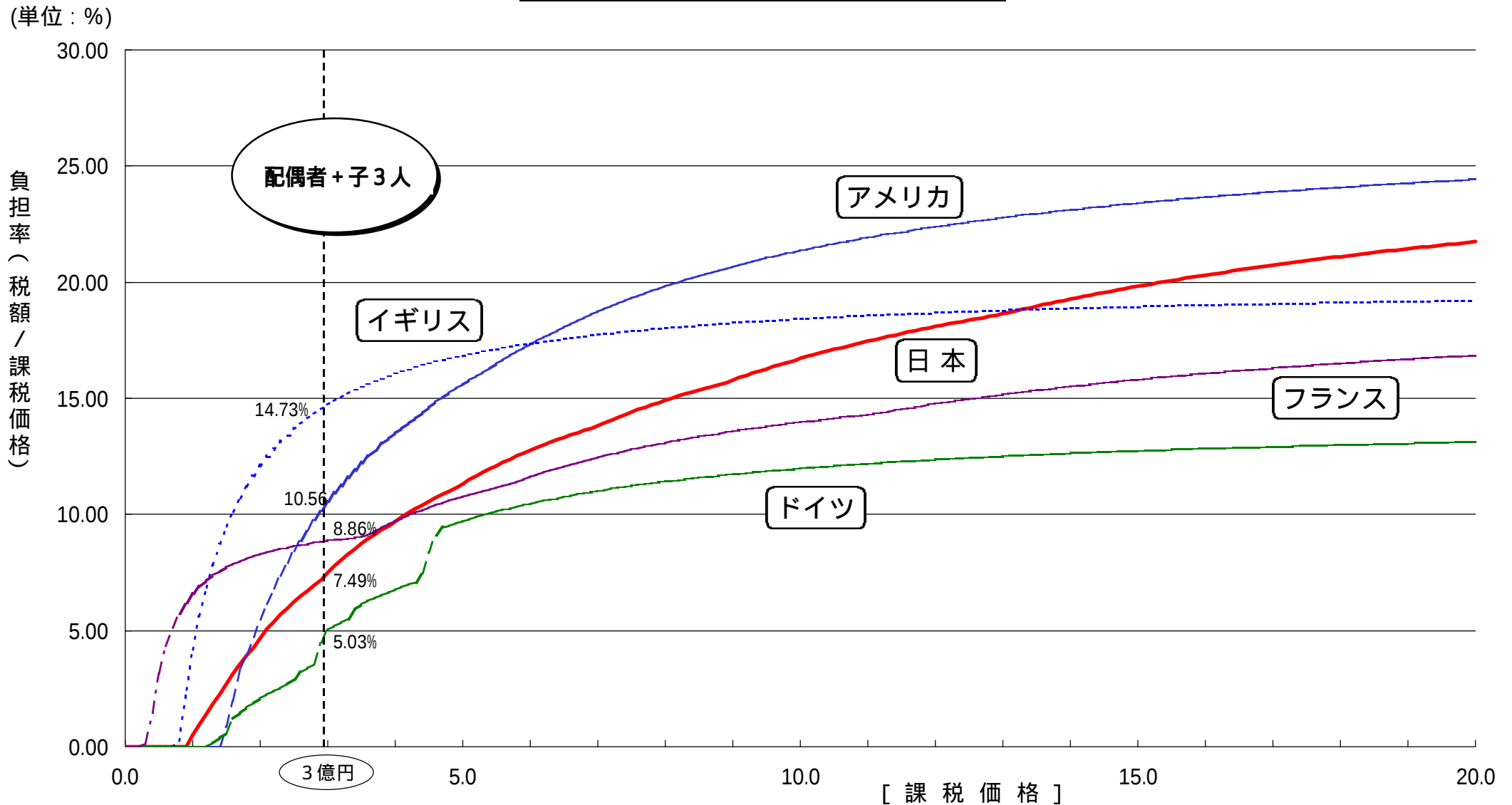
- (備考) 1. "死亡者数(a)"は「人口動態統計」(厚生省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
2. "被相続人1人当たりの法定相続人数"は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。
3. "課税件数(b)"は、相続税の課税があった被相続人の数である。
4. "納付税額(d)"には納税猶予額を含まない。

相続税の課税価格階級別課税状況等 (平成10年分)

課税価格 階級区分	件 数		納付税額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b) / (a)
	件 数	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 1 億円	8,009	16.2	97	0.6	8,469	121	1.4
～ 2 億円	22,400	61.4	1,197	7.7	14,102	534	3.8
～ 3 億円	8,077	77.7	1,517	16.8	24,228	1,878	7.8
～ 5 億円	5,916	89.7	2,751	33.2	37,907	4,651	12.3
～ 7 億円	2,131	94.0	2,015	45.2	58,457	9,454	16.2
～ 1 0 億円	1,422	96.8	2,225	58.5	82,302	15,647	19.0
～ 2 0 億円	1,189	99.2	3,523	79.5	131,422	29,632	22.5
2 0 億円超	382	100.0	3,444	100.0	314,422	90,151	28.7
合 計	49,526		16,769		26,686	3,386	12.7

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

主要諸外国の相続税の負担率



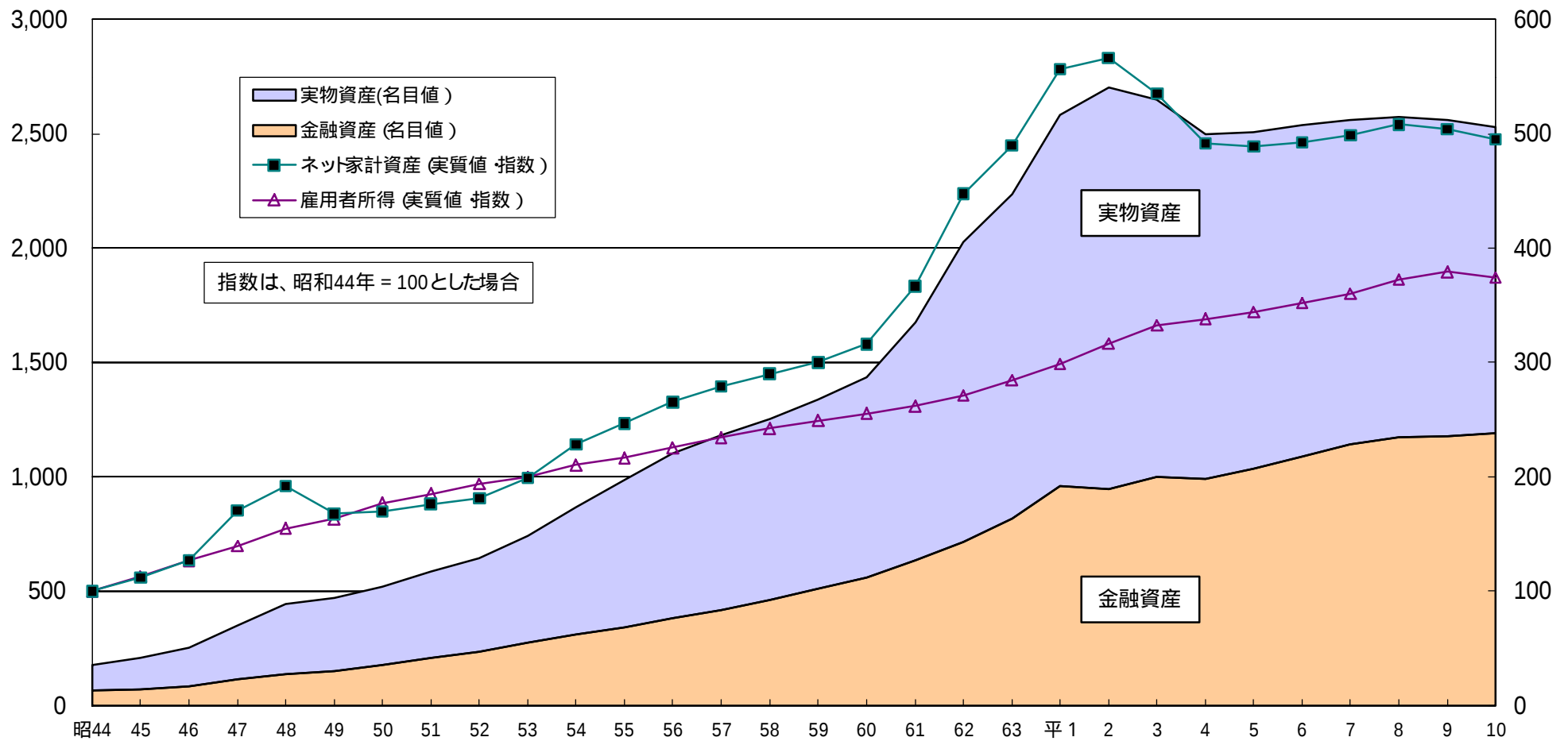
(備考) 基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による(平成12年下半期レート 1ドル=106円、1ポンド=169円、1マルク=52円、1フラン=16円) (億円)

(注) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。

税制改正の主な流れ

	抜本改革等（昭和 6 3 年等）	平成 6 年の税制改革等	平成 1 1 年の税制改正
所得 課税	◎所得税・個人住民税の減税 ・税率構造の累進緩和 所得税 15 段階(10.5%～70%) → 5 段階(10%～50%) 個人住民税 14 段階(4.5%～18%) → 3 段階(5%～15%) ・諸控除の引上げ ◎法人税の減税	◎所得税・個人住民税の減税 ・税率構造の累進緩和 ・諸控除の引上げ	◎所得税・個人住民税の減税 ・最高税率の引下げ 所得税 50%→37% (5 段階→ 4 段階) 個人住民税 15%→13% ・定率減税 ◎法人税の減税
消費 課税	◎消費税の創設（ 3 %） ◎個別間接税の整理合理化	◎消費税率の引上げ ・地方消費税と合わせ 5 %	
資産 課税	◎相続税の減税 ・税率構造の累進緩和	◎相続税減税 ・税率構造の累進緩和	

○ 家計資産残高等の推移
(兆円)



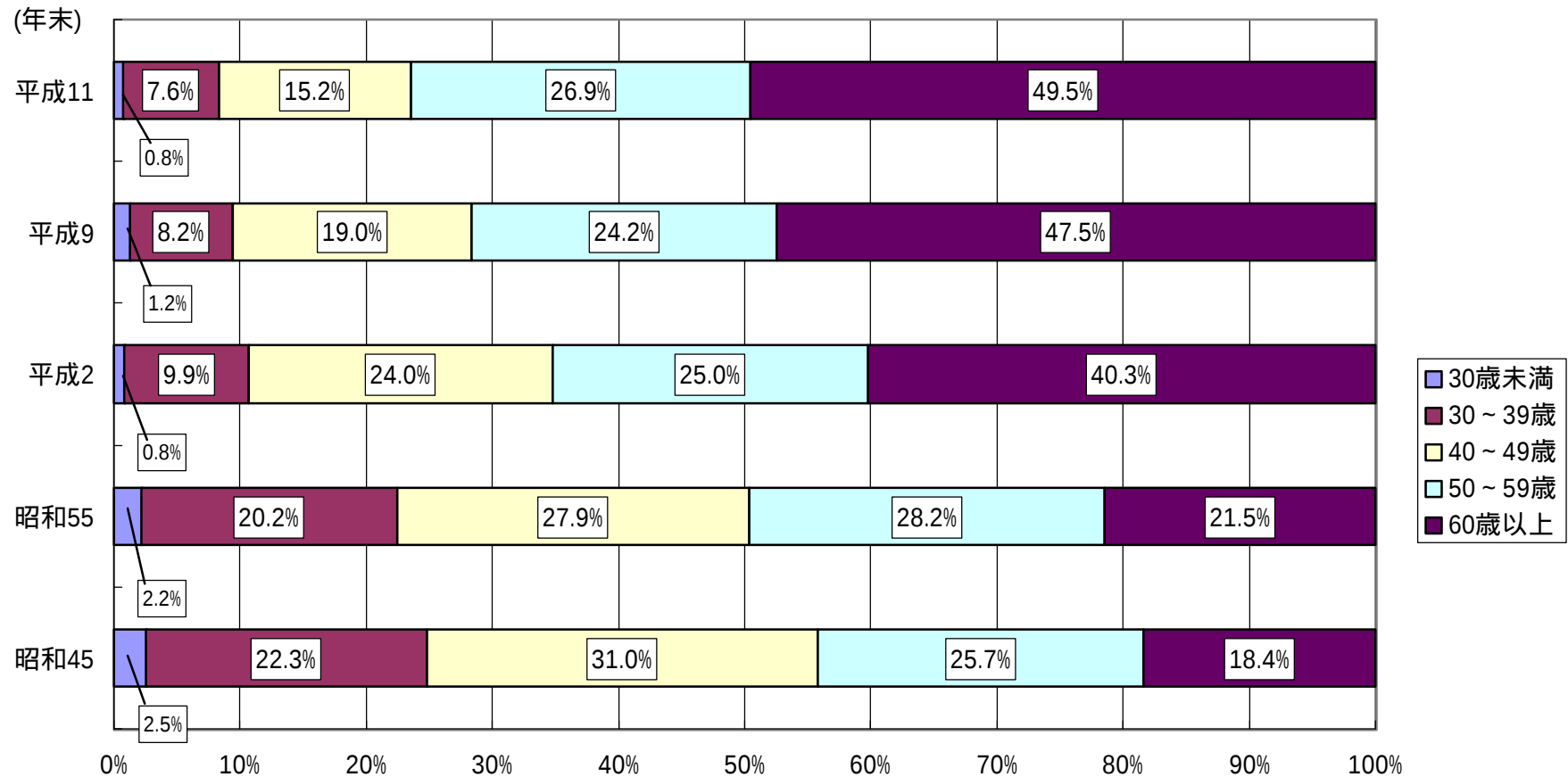
(注) 「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。

「金融資産」とは、現金、預金、有価証券、生命保険金等の資産の合計をいう。

「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

(資料) 国民経済計算(経済企画庁)より作成。平成2暦年基準のデフレーターで実質化。

世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高 (構成比)



(資料) 総務庁統計局「貯蓄動向調査」より試算。

(注) 貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯(単身世帯等を除く)を調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

なお、同調査における貯蓄とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金投資口座・金貯蓄口座、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

平均寿命の推移

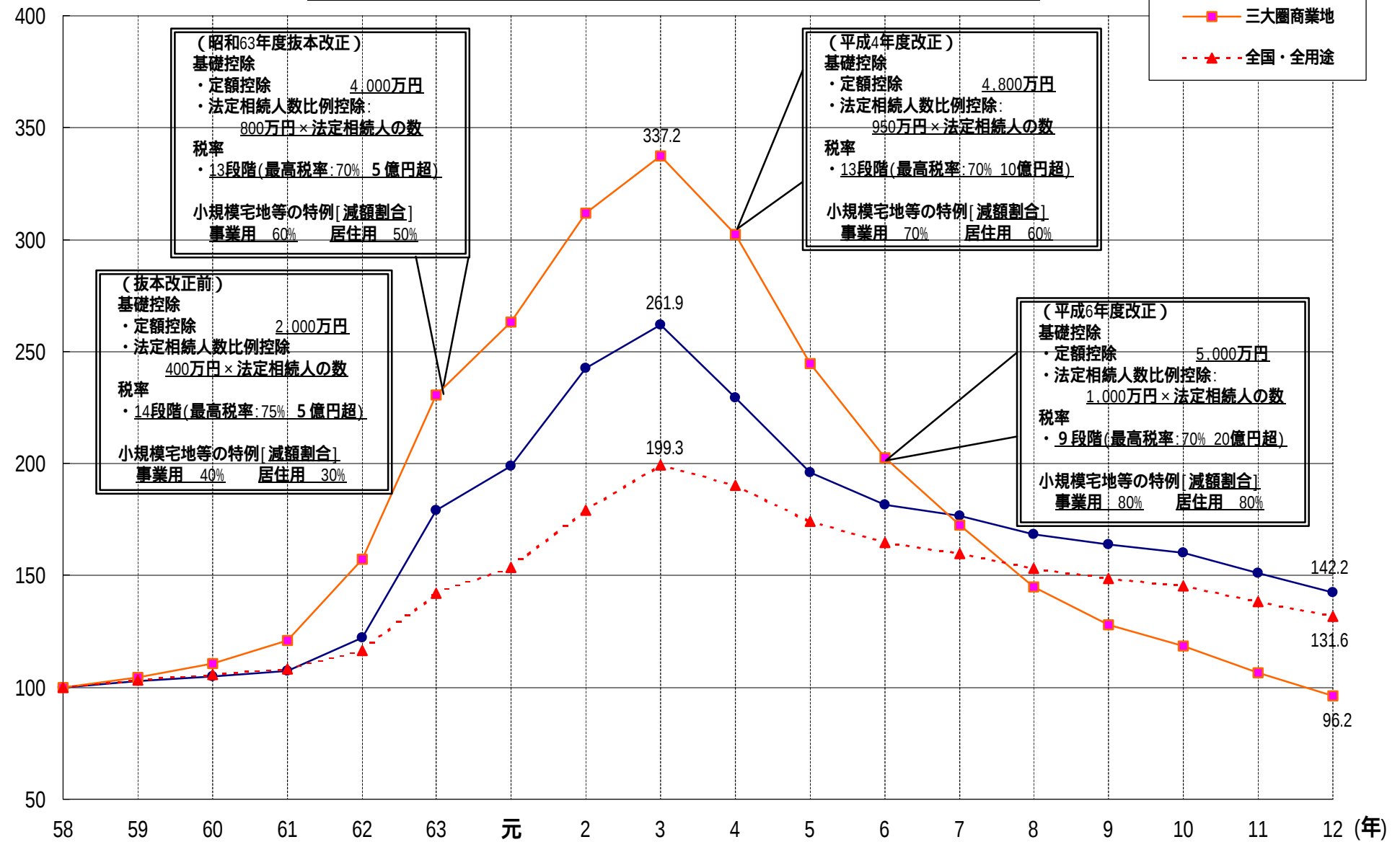
暦 年	男	女
昭和 22 年	歳 5 0 . 0 6	歳 5 3 . 9 6
昭和 30 年	6 3 . 6 0	6 7 . 7 5
昭和 35 年	6 5 . 3 2	7 0 . 1 9
昭和 40 年	6 7 . 7 4	7 2 . 9 2
昭和 45 年	6 9 . 3 1	7 4 . 6 6
昭和 50 年	7 1 . 7 3	7 6 . 8 9
昭和 55 年	7 3 . 3 5	7 8 . 7 6
昭和 60 年	7 4 . 7 8	8 0 . 4 8
平成 2 年	7 5 . 9 2	8 1 . 9 0
平成 7 年	7 6 . 3 8	8 2 . 8 5
平成 11 年	7 7 . 1 0	8 3 . 9 9

(注) 平成 11 年は簡易生命表、それ以外は完全生命表による。

(資料) 「生命表 (厚生省) 」より作成

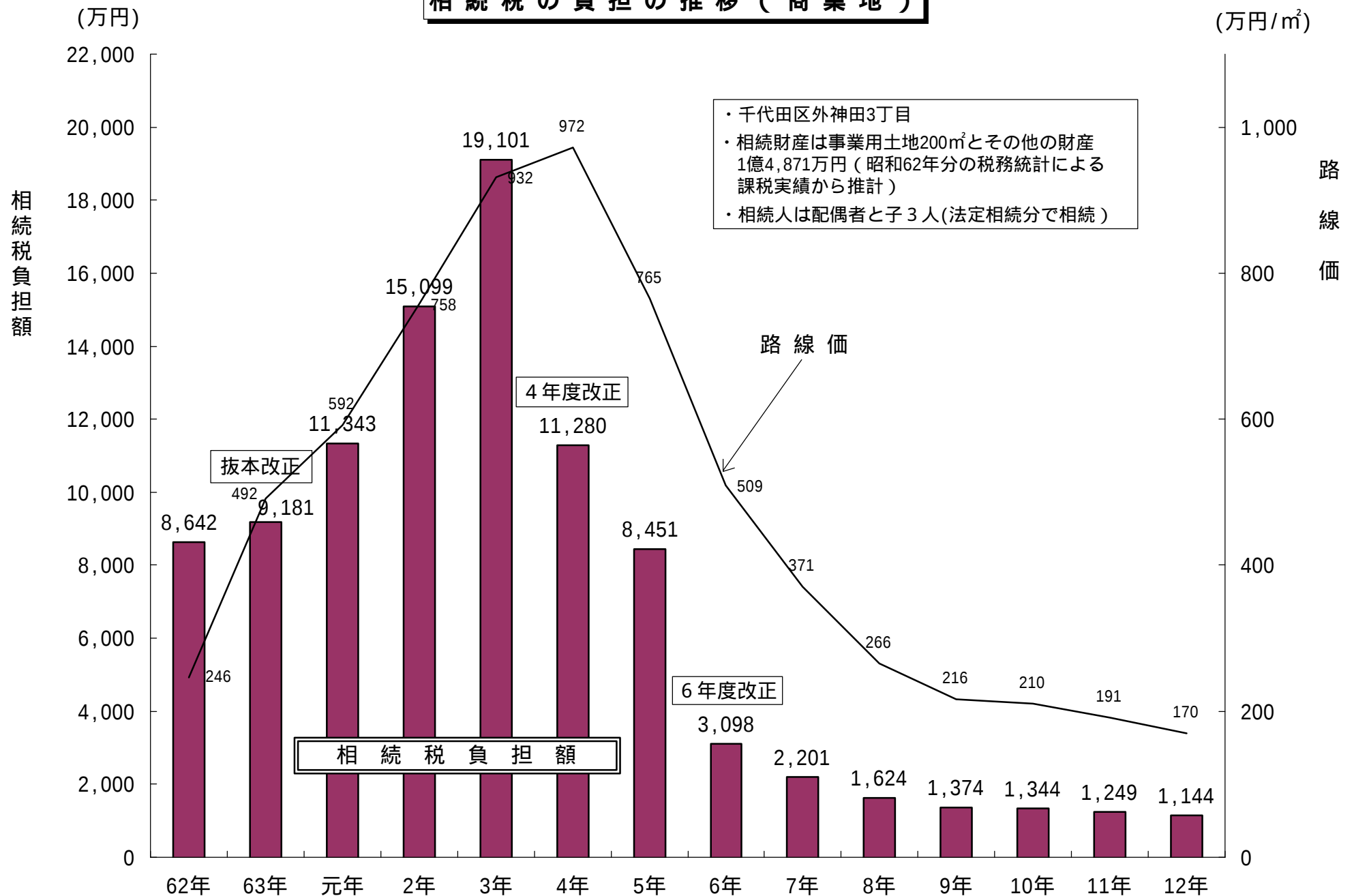
(指数)

地価公示価格指数(58年 = 100)と相続税の主な改正

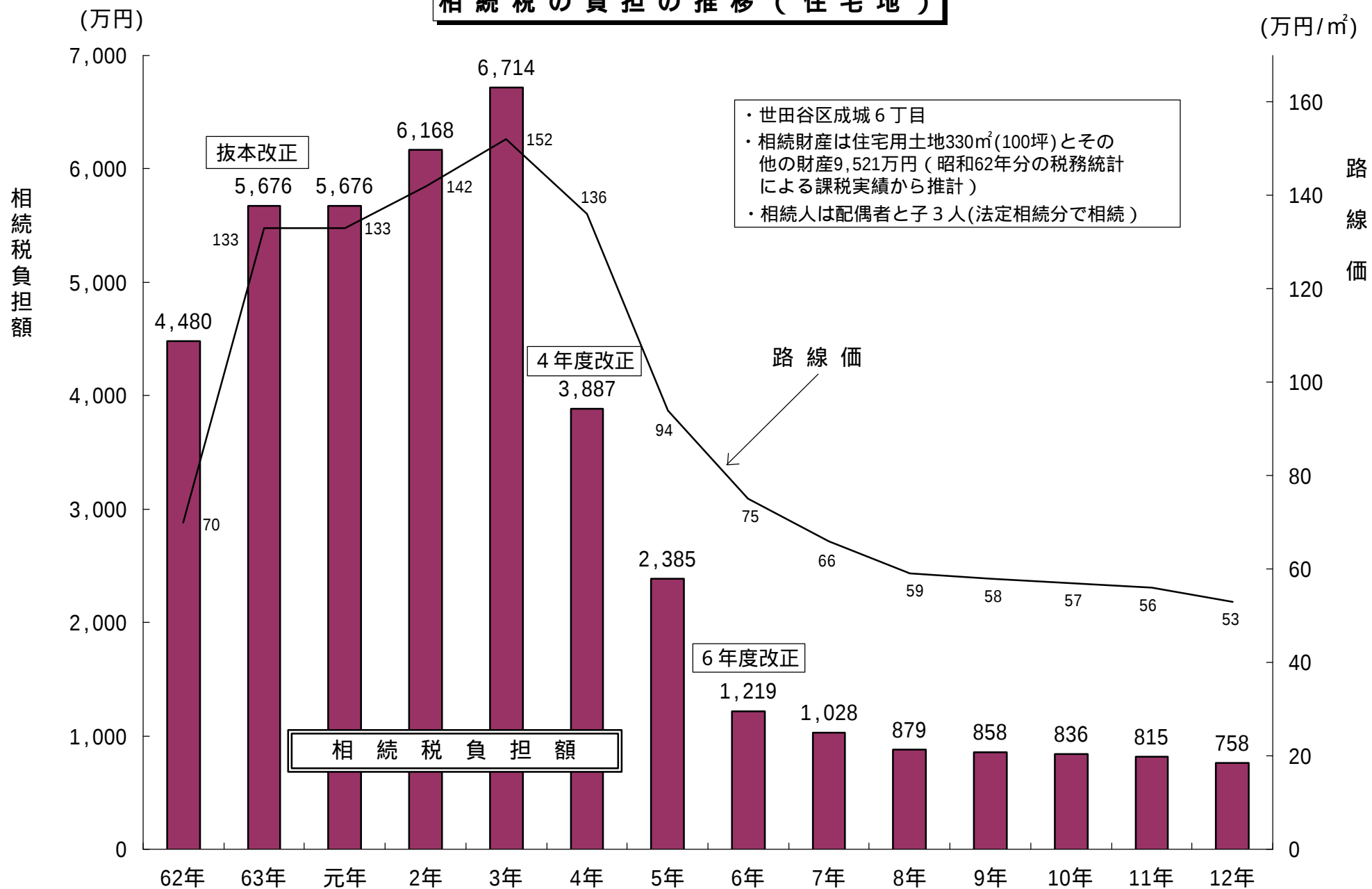


(注) 小規模宅地等の特例の減額割合は、居住又は事業を継続する場合である。

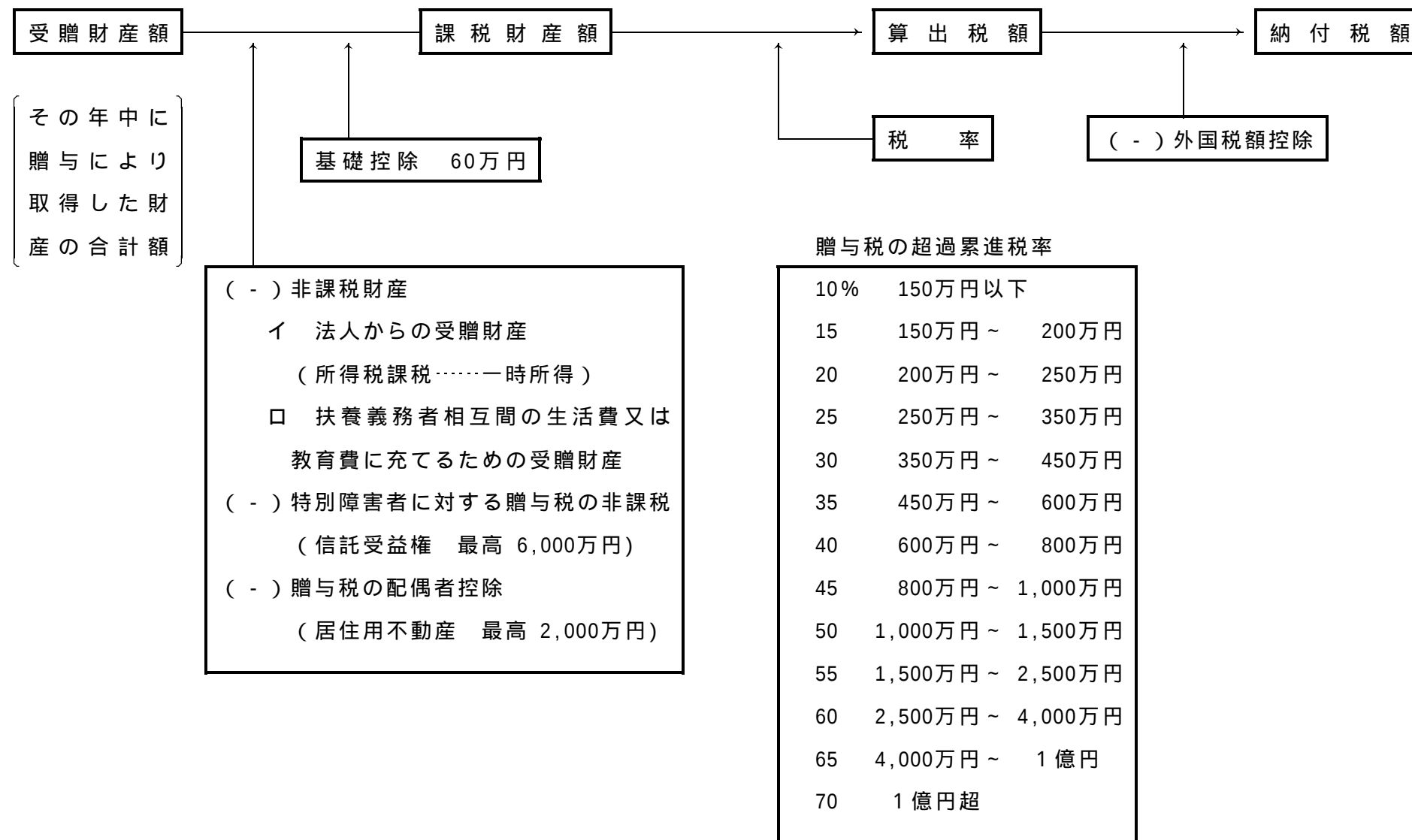
相 続 税 の 負 担 の 推 移 (商 業 地)



相 続 税 の 負 担 の 推 移 (住 宅 地)



○ 贈与税の仕組み



登 録 免 許 税 の 概 要

項 目	概 要														
(1) 課 税 対 象	国による登記等（登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定及び技能証明をいう。）														
(2) 納税義務者	登記等を受ける者（登記等を受ける者が2人以上であるときは、連帯して納付する義務を負う。）														
(3) 課 税 標 準	登記等の種類ごとに法定 （例）売買による土地の所有権の移転登記：不動産の価額＝固定資産税評価額 （注）土地の登記に係る不動産の価額の特例 H 6.4.1 ～ 11.3.31 ：固定資産税評価額× 40% H11.4.1 ～ 15.3.31 ： " × 1/3 （平成12年度税制改正で3年間延長）														
(4) 税 率	登記等の種類ごとに法定（定率税率によるものと定額税率によるものがある。） （例）不動産登記の場合 <table><tr><td></td><td>〔 本 則 〕</td><td>〔 住宅用家屋の軽減税率 〕</td><td></td></tr><tr><td>所有権の保存</td><td>1,000分の 6</td><td>⇒ 1,000分の1.5</td><td rowspan="3">適用期限 H9.4.1～13.3.31</td></tr><tr><td>類による所有権の移転</td><td>1,000分の50</td><td>⇒ 1,000分の 3</td></tr><tr><td>抵当権の設定</td><td>1,000分の 4</td><td>⇒ 1,000分の 1</td></tr></table>		〔 本 則 〕	〔 住宅用家屋の軽減税率 〕		所有権の保存	1,000分の 6	⇒ 1,000分の1.5	適用期限 H9.4.1～13.3.31	類による所有権の移転	1,000分の50	⇒ 1,000分の 3	抵当権の設定	1,000分の 4	⇒ 1,000分の 1
	〔 本 則 〕	〔 住宅用家屋の軽減税率 〕													
所有権の保存	1,000分の 6	⇒ 1,000分の1.5	適用期限 H9.4.1～13.3.31												
類による所有権の移転	1,000分の50	⇒ 1,000分の 3													
抵当権の設定	1,000分の 4	⇒ 1,000分の 1													
(5) 納 付	原則：現金納付 例外：税額が3万円以下等の場合は印紙納付可														

登記の種類別登録免許税額

種 類	登録免許税額 (平成11年度)	主 な 税 率 等		
		登 記 等 の 例	課 税 標 準	税 率
不 動 産 登 記 うち土地	7,615億円 (87.7) 6,242億円 (71.8)	売買による所有権の移転登記	(注2) 不動産の価額	1,000分の50
		贈与による所有権の移転登記	不動産の価額	1,000分の25
		相続・合併による所有権の移転登記	不動産の価額	1,000分の6
		建物の所有権の保存登記	不動産の価額	1,000分の6
		抵当権(根抵当権を含む)の設定登記	債権金額等	1,000分の4
商 業 登 記	976億円 (11.2)	株式会社の設立登記	資本の金額	1,000分の7
		〃 増資登記	増加資本の金額	
		株式会社の合併による設立登記	資本の金額	1,000分の1.5 (注3)
		〃 増資登記	増加資本の金額	
		役員の変更登記	申請件数	1件につき3万円
そ の 他 (人的資格等)	96億円 (1.1)	銀行業の免許	免許件数	1件につき15万円
		医師、弁護士、税理士等の登録	登録件数	1件につき6万円
計	8,688億円 (100.0)			

(注)

1. () は、登録免許税額の合計額に占める各種類別の構成比(%)である。
2. 「不動産の価額」は、固定資産税評価額である。ただし、土地に係る登記については、平成11年4月1日から平成15年3月31日まで課税標準額を固定資産税評価額の1/3とする措置が採られている。
3. 合併による設立(増資)登記の税率については、合併により消滅した会社の合併直前の資本金額を超える部分は、1,000分の7である。
4. 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行われる設立又は増資の登記については、租税特別措置法第80条第2項により、1,000分の1.5(合併による場合は1,000分の1)とされている。

土地に係る登録免許税の負担調整措置の概要

登録免許税額
〔売買による土地の
所有権移転の登記〕

=

固定資産税評価額
(地価公示×70%)

×

課税標準の特例
(6～10年度) 40/100
(11年度) 1/3
(12～14年度) 1/3

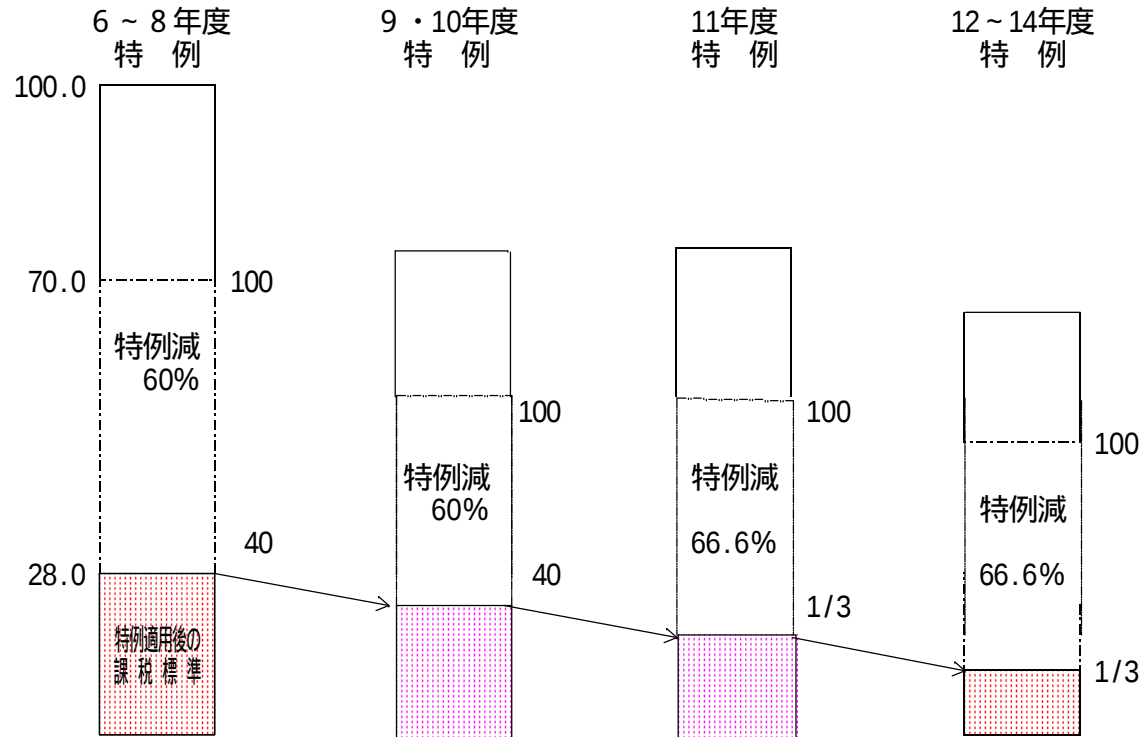
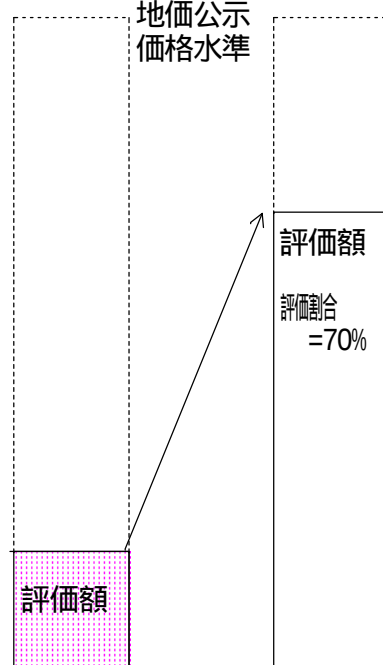
×

税率
(5%)

(注) 50/100が6年度改正時の考え方

6年度の固定資産税評価替え

〔評価替え前〕 〔評価替え後〕



印 紙 税 の 概 要

項 目	概 要
課 税 対 象	印紙税法別表第1に掲げる文書 （ 具体的には、不動産譲渡契約書、消費貸借契約書、請負契約書、手形、株券、受取書、預貯金 通帳等を課税文書として掲名 ）
納税義務者	課税文書の作成者
税 率	課税文書ごとに法定（階級定額税率と定額税率のものがある。）
納 付 方 法	原則として、課税文書の作成の時までに、課税文書に印紙を貼り付け、その印紙を消印する方法で納付する。
税 収	6,470億円（平成12年度予算額）